

種類		留意事項・記載事項
1 認 定 申 請 書	①1～4面 ②維持保全計画書 (法5条3項4項申請の場合を除く)	1面：法5条2項申請の場合は認定申請戸数分の作成が必要です。この場合、建築主と譲受予定者が共同して申請することになります。 3面：共同住宅等のみ添付。専用住戸部分の種類ごとに作成。 ②維持保全計画書：マンション認定管理計画でも可。
2 確 認 済 書 証 等 ・	①確認書又は設計住宅性能評価証（長期使用構造等であることが確認できるもの）(写し) ②確認済証(写し)	※同一機関で取得した書面の写しの添付を推奨しております。 ※①に申請年月日の記載がない場合は、あわせて 確認申請書又は設計住宅性能評価申請書の写しも提出してください。 ※原本の添付は必要ありませんが、受付時に原本と写しの照合を行いますので、 申請時に原本をご持参ください。
3 添 付 図 書 へ 規 則 所 定 の も の （）	①設計内容説明書（確認書等なしの場合） ②付近見取図 ③配置図 ④仕様書・仕上げ表（確認書等なしの場合） ⑤各階平面図 ⑥床面積求積図 ⑦二面以上の立面図 ⑧断面図または矩計図 ⑨基礎伏図（確認書等なしの場合） ⑩各階床伏図（確認書等なしの場合） ⑪小屋伏図（確認書等なしの場合） ⑫各部詳細図（確認書等なしの場合） ⑬各種計算書（確認書等なしの場合） ⑭状況調査書（増改築・既存の場合） ⑮工事履歴書（既存の場合）	住宅の構造及び設備が長期使用構造等であることの説明 方位、道路及び目標となる地物 縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別及び配管に係る外部の排水までの位置 部材の種別、寸法及び取付方法 縮尺、方位、間取り、居室の寸法、階段の寸法及び構造、廊下及び出入口の寸法、段差の位置及び寸法、壁の種類及び位置、通し柱の位置、筋かいの種類及び位置、開口部の位置及び構造、換気孔の位置、設備の種別、点検口及び掃除口の位置並びに配管取出口及び縦管の位置 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式 縮尺並びに小屋裏換気孔の種別、寸法及び位置 縮尺、建築物の高さ、外壁及び屋根の構造、軒の高さ、軒及びひさしの出、小屋裏の構造、各階の天井の高さ、天井の構造、床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造 縮尺、構造躯体の材料の種別及び寸法並びに床下換気孔の寸法 縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法 縮尺並びに構造躯体の材料の種別及び寸法 縮尺並びに断熱部その他の部分の材料の種別及び寸法 構造計算その他の計算をする場合における当該計算の内容 建築物の劣化事象等の調査結果 確認済証等、新增改築の時期が確認できるものの写し
4 居 確 住 認 環 書 境 類 要 件 等	①「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」参考図等 ②地区計画適合証明書 又は適合内容が確認できる図書 ③景観計画適合証明書 又は適合内容が確認できる図書 ④長期立地可能であることを証する書類 (都市計画施設等の区域内の場合) ⑤下記の「仙台市都市計画情報インターネット提供サービス」参考図をレイヤー毎にすべて印刷して添付 ・土砂三法（急傾・地滑・砂防） ・土砂災害防止法 ・仙台市災害危険区域	居住環境要件を確認できること ・地区計画・景観計画・都市施設・市街地開発事業 計画敷地が地区計画区域内の場合に添付 高さ20m超又は延べ面積3,000m ² 超等の建築物の場合に添付（平成21年8月1日より適用） 土地区画整理法第76条の許可書（写し）等 ※都市計画法第53条の許可の取得の有無に関わらず、都市計画施設等の区域内の場合には、原則として長期優良住宅の認定はできません。 住宅（配管等の建築設備を含む）が下記区域に含まれないこと ・急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域 ・土砂災害特別警戒区域・災害危険区域
5 委任状	申請者以外の方が認定申請を行う場合 (申請書類の作成・提出・補正等についての権限を証する書面)	

※備考

- 上記のほか、必要に応じて書類の提出を求める場合があります。
- 申請書は通常2部必要ですが、確認書等がない場合には、申請書を3部ご用意ください。
- 「確認書」又は「設計住宅性能評価書」がある場合、添付図書は確認書等を発行した登録住宅性能評価機関の確認印が捺されたものを提出ください。
- 法6条2項の適合審査を申し出る場合には、これらのほか、確認申請に係る書類一式が必要です。